

議案第71号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和4年12月21日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和38年守口市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第8条の2まで 略</p> <p>(手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1)から(10)まで 略</p> <p><u>(11) 宿日直手当</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p><u>(14) 略</u></p> <p>(管理職手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する職員の職にある職員には、<u>超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当</u>は支給しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限り</p>	<p>第1条から第8条の2まで 略</p> <p>(手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1)から(10)まで 略</p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p>(管理職手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する職員の職にある職員には、<u>超過勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当</u>は支給しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p>

でない。

第10条の2から第17条まで 略

(宿日直手当)

第18条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して当該勤務について支給する。

2 宿日直手当の額は、前項の勤務1回につき宿日直勤務に従事する対象職員1日当たりの平均給与額の3分の1以上の額(住居を貸与している職員については、4,200円を超えない範囲内)で別に定める。

3 第1項の勤務は、第15条、第16条及び前条の勤務には含まれないものとする。

(特定時期加算)

第18条の2 12月29日から翌年の1月3日までの日に勤務を命じられた職員に対し、勤務1時間につき、第15条から前条までに規定する額に、12月1日を基準日として第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を基礎に算出した職員の平均給与額に100分の50を乗じて得た額を加算した額を支給する。ただし、第18条に規定する額への加算は、1勤務当たり8時間を限度とする。

第10条の2から第17条まで 略

第18条 削除

以下 略

以下 略

(守口市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 守口市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年守口市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 略</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>宿日直手当</u>、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第3条から第10条まで 略</p> <p><u>(宿日直手当)</u></p> <p>第11条 <u>宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。</u></p>	<p>第1条 略</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第3条から第10条まで 略</p> <p>第11条 削除</p>

<p>2 <u>前項の勤務は、第8条、第9条第2項及び前条の勤務には含まれないものとする。</u></p> <p>以下 略</p>	<p>以下 略</p>
---	-------------

(守口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 守口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年守口市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 略</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>宿日直手当</u>、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>第3条から第12条まで 略</p> <p><u>(宿日直手当)</u></p>	<p>第1条 略</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>第3条から第12条まで 略</p>

第 1 3 条 給与条例第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当について準用する。この場合において、同条第 3 項中「第15条、第16条及び前条」とあるのは、「守口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年守口市条例第24号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第10条において準用する第15条第 1 項及び第 3 項、会計年度任用職員給与条例第11条において準用する第16条及び会計年度任用職員給与条例第12条において準用する前条」と読み替えるものとする。

以下 略

第 1 3 条 削除

以下 略

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 4 条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成26年守口市条例第26号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第 1 条 略</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>ごみ焼却場に勤務する清掃作業従事職員の特殊勤務手当</u></p>	<p>第 1 条 略</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1) 略</p>

(3) 死獣収集作業従事職員の特殊勤務手当

(4) 略

(5) 略

第3条 略

第4条 ごみ焼却場に勤務する清掃作業従事職員の特殊勤務手当は、ごみ処理作業に従事したときに、1日につき300円を支給する。

第5条 死獣収集作業従事職員の特殊勤務手当は、犬、猫等の死体の収集運搬作業に従事したときに、1回につき200円を支給する。

第6条 略

第7条 略

第8条 略

第9条 略

(2) 略

(3) 略

第3条 略

第4条 略

第5条 略

第6条 略

第7条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。